

コーポレート・ガバナンス報告書

2021年10月29日

株式会社やまぜんホームズ

代表取締役社長 兼 最高経営責任者 前野一馬

問合せ先： 取締役副社長執行役員 澤田 博明 0594-48-5224

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が急変する現代社会において、企業が安定的に成長し続けていくためには、適正利益と適正規模でバランス経営を目指す健全性、人材の育成と獲得による資源の確保、お客様に満足頂けるサービスの提供が必要最低限と認識しております。コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、法令遵守を徹底していける会社こそ、社会環境から求められる企業であり、ステークホルダーの皆様へ公正な経営情報を、適時かつ正確に開示してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フロンティア	580,900	36.1
前野 一馬	409,900	25.4
前野 泰広	308,800	19.2
前野 圭亮	300,300	18.7
浅野 豊美	10,000	0.6
フジ建材株式会社	100	0.0

支配株主名	前野一馬、前野泰広、前野圭亮
-------	----------------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	7月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、監査法人コスモスとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けております。また、当社では、内部監査室を設置し内部監査を実施していく体制になっており、内部監査室長との間で、監査実施状況等に関して協議・連携を行って、監査の質的向上に努めてまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野 正人	公認会計士													
岩崎 功	その他													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 正人	—	—	当社にはさらなる監査体制の強化及び整備が必要であり、公認会計士の資格を有している佐野氏は、財務及び会計に関する高い見識により監査機能を発揮していただけることが期待できるためであります。
岩崎 功	—	—	三重県産業支援センター、商工会、商工会議所などの専門家スタッフなどを歴任し、幅広い知見を有しているためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
その他独立役員に関する事項	
該当事項はありません。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません
---------------------------	----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません
該当項目に関する補足説明	
当社では、役員報酬及び監査役の総額をそれぞれ開示しております。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

【社外監査役のサポート体制】

社外監査役へのサポートは経営管理統括部で行っております。取締役会の資料は、原則事前配布し、社外監査役が十分検討できる時間を確保できるようにしており、必要があれば、事前説明ができるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、6名で構成され、経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督しております。また執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化を図るため執行役員に権限委譲を行っております。取締役会は原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。

(2) 執行役員会

当社の執行役員会は11名で構成され、取締役会で定められた重要な業務執行の審議、決定しております。執行役員会は原則毎月一回開催、その他必要に応じて臨時に開催しております。

(3) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名の3名で構成され、監査役会を原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。また、監査役全員は取締役会に、また常勤監査役は執行役員会をはじめ重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(4) 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2021年7月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、犬飼宗次氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

実施しておりません。

2. IRに関する活動状況

IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理統括部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施しておりません。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 取締役が法令・定款および当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」等を定めるものとします。
- ii. コンプライアンスの徹底をはかるため、担当取締役を任命し管理監督を行います。
- iii. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役会に報告するものとします。
- iv. コンプライアンスの担当取締役は業務執行部門の責任者を部門責任者として配置し、事務局との連携により、実効性の確保に努めます。
- v. 取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し財務報告の適性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならび誤故障が生じないよう実効性のある内部統制を構築します。
- vi. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i. 「文書管理規程」に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存します。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- ii. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理についても「文書管理規程」に基づき適正に保存・管理します。
- iii. 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ管理規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の破損や外部への流出を防止します。
- iv. 取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を必要に応じ、取締役会に報告させることが出来るものとします。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき全社として一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施します。
- ii. 事業部門は、その担当事業に関するリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- iii. スタッフ部門は、その担当事項に関するリスク把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を横断的に支援します。
- iv. 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行が阻害されるリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施します。
- v. 内部監査室は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行います。
- vi. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、執行役員において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。

vii. 内部監査室は、リスク管理体制およびリスク管理の実施状況について監査を行います。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図ります。
- ii. 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から常勤の取締役、重要な部門長によって構成される執行役員会において審議します。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行います。
- iii. 職務執行に係る権限の委譲に関する規程を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。

ホ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- i. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ii. 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

ヘ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

ト. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
- ii. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を報告させることができるものとします。
- iii. 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

さらに、公益財団法人 暴力追放三重県民センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

V. その他

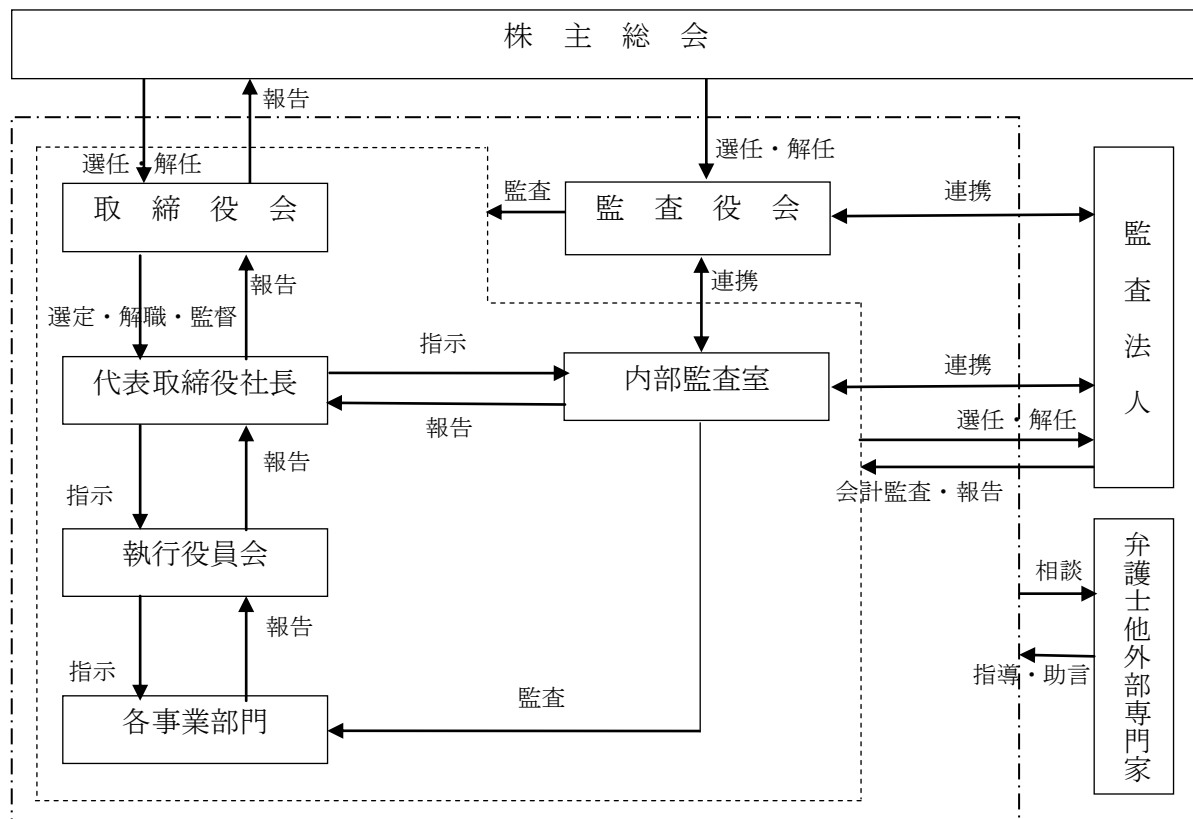
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	ありません
---------	-------

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。

